LGBT社員が 働きやすい環境をつくる OGIハラ防止規制

厚労省は2018年1月にモデル就業規則を改正。「性的指向・ 性自認(=SOGI)に関する言動」を含む「あらゆるハラ スメントの禁止しの規定を新設しました。SOGIに由来し たハラスメント防止のためのルールづくりを紹介します。

多田国際社会保険労務士事務所 ワークライフバランス研究所 所長・特定社会保険労務士

 \blacksquare

多田国際社会保険労務士事務所 ワークライフバランス研究所 特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラ 聡

まずは、

LGBTとSOGIに

SOGIについて LGBTと

て解説します。 LGBTとは

GBTは、 性的少数者である

ンダードとなってきています。

の広がりや、 が増えてきました。 すい職場環境づくりを目指す企業 ダイ LGBT社員の働きや ハラスメント防止 ーシティ経営意識

まれています。 ク・パラリンピックが開催されま |指向による差別禁止| 2020年には東京オリンピ オリンピック憲章には が盛り込

進める」と明記しています。 多様性を受け入れる環境づくりを を促進するとともに、社会全体が 指向・性自認に関する正しい理解 活躍プラン」等において、 また、政府は「ニッポン 性的 億

るようになりました。 OGIハラ」などの単語も聞かれ 最近ではLGBTの話題で \overline{S}

組みづくりを紹介します。 きやすい環境を整備するために、 SOGIハラ」防止のための仕 本稿では、LGBTの社員が働

> のです 的指 なるか Identity)」の頭文字をとったも を 自分の性別をどう認識しているか LGBTとSOGーの違 向 わ (図 表1)。 (Sexual Orientation) ∫ ´ 、ならないかを表わす す 「 性 自 認

があります。 葉で、大勢いるLGBTでない人 かというそれぞれの違いを指す言 なかの少数者というニュアン LGBTは、誰がLGBTな

を広く含みます。 っていて当たり前」という意味を いる、そしてそれは1人ひとり違 マイノリティの ごや性自認はすべての人が持 一方で、SOG LGBT以外のセクシュア Ι は、 異性愛の 性 って 的

Iという表現を用いることがスタ ないかもしれませんが、 れているので、 日本ではLGBTが広く認識さ 人権や平等の観点からSOG SOGIは耳慣れ 国際社会

ランスジェンダー (Transgender) レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay) 総称の1つです。 イセクシュアル (Bisexual) ~~

SOGIとは

SOGIは、どの性別を好きに

(2)

SOGIとは 図表 1

図表2

·SO=Sexual Orientation (性的指向) ……どの性を好きになるか/ならないか · GI=Gender Identity (性自認) ……自分の性別をどう認識しているか

就業規則作成のイメージ

0 Ğ 具体的には や暴力、 などという差別的 を理 て本人の 誰 由とし か ケゲ 0)許可 性自 た仲間外れ イって気持ち な言 なく第三者 認 や性的 動 や陰 や S 惠

1

的な嫌がらせをすることを指す言

じめ

Ŕ

、暴力

など

の

精

神的

肉

体

11 対

どが に明 2 $\bar{0}$ あります。 かしてしまうアウティングな $\frac{1}{7}$ 年 \dot{O} セク ハ 、ラ指針 0

ラに 該者 しなけれ ・ます。 アル 確 象となる」 指 0 |向又 にしたものです。 0 に対する職場におけ 際 ハ これ ラス ば て、 ĺ ならないとい 性自認に関 被害を受け と条文が セ は 企業 が S O G I メントも、 クハ ラとして対処 追 わ た者の らず うことを 加されて 本指針の るセクシ 当 性 改

するハ

ハメン

j

·のことです。

S

O

G

Ι

*ا*ر

ラはSO

GIに関

連

的

その

人の持 、ラス

つ性的指

向

や性自

認

対

して差別的な言動

をしたり、

とは

S O G I

1 5 7 ゥ グされたことを気に病み自殺 年に大学院 ŕ た相手にLIN 1 ングに関し 生が カミン Е そ 一でア は、 2 ゥ グ

イ

でもア れ れ す た。 ることが決定しました。 ると 止に関する法改 止 今後指針 クウテ 5月に改正され 0) ため 1 の取 で企 ングに 私組み 業の 証の 9 が明 アウ 検討 たパ ĺλ 7 このなか テ 議 ワ 確 イ 化 ハ ラ ン

> うか。 うな流

立

0 まず、

て、

莂

0

規定を定めるに

先

会社としての姿勢を

明

確

にする必要が

あります

具

体的には

図

退表2に

ある

う

メ を整えていく必要があります。 0 ハ トの ラも防 S 止す とつと認識 へき職場 \tilde{O} ル *ا*ر

Ι

ル ス G

作 SOGI 上成の流 れ ハ ラ防止

員行

動基準」

で明

確にすること

図表3)。

メント防止のため

の指針

Þ

社

許

:さないという姿勢を

ハ

ラス

まず企業としてSO

Ğ

ハ ょ

ラ

0 G Ι ハ ラを防 止 Ļ 性 的 指

S

企業行動指針

社員行動基準

ハラスメント防止指針等

就業規則 ハラスメント防止規程の作成

社員への周知・教育研修 相談窓口担当者の教育

職場におけるハラスメントは、社員の個人としての 尊厳を不当に傷つける許されない行為であるととも に、会社の社会的評価に影響を与える重大な問題です。 わが社は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、 国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、 性的指向、性自認、障がいの有無等を理由とする、 切の差別やハラスメント (いやがらせ) を許しません。

いう痛まし (V 事 件 が あ りま

防

ような動きを踏まえ、 S ラ 1 ()

メント防 することがなにより重要です。 を受ける形で就業規則 1 体的施策を実施してい 規 特に社長名でい そのうえで規則に定めら 程などの も許さないと 止規程 各規程 S O G I か いう態度を なるハ を 整 ・ます。 備 、ラス 71 ハ ラ防 ラス しま 強 れ た

たらよい 定とし それ 就業規則 では、 でしょうか て取り入れるに S の Ô なかに位置づける Ğ I ハ にはどう ラ防 止を

程を定めるやり方があります。 なか ŋ S 大きくは2点、 込 Õ Ğ 根 B 'n 拠規定を定め、 ハラを禁止する項 方 就 就業規 業規 劕 別 劕 0) に規 行目を 本則 なか

企業の社員行動基準・ハラスメント防止 図表3 指針にSOGIの項目を追加した例

65

企業実務 2019. 11

向

性自認に

か

かわ

らず、

b

きや

す

61 職場

環境をつ

規則

規定づくりには、

ど ゟ 誰

のよ ため

れ

で取り

組

め

ばよい

で

ハラスメントの防止

厚生労働省のモデル就業規則 図表4

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

第15条 第12条から前条*までに規定するもののほか、性 的指向・性自認に関する言動によるものなど職場にお けるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業 環境を害するようなことをしてはならない。

*第12条(職場のパワーハラスメントの禁止) 第13条(セクシュアルハラスメントの禁止) 第14条(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメン トの禁止)

就業規則の服務規律・懲戒処分に記載した例 お きましょう

イ

/ ージすることができます

文言にすると、

より具体的

め

止

向、性自認、

、障が

13

0)

有 ?身分、

ば

信条、

社会的

性 年

(服務規律)

図表5

第〇条 社員は、常に次の事項を守り服務に精励しなけ ればならない。

 $(1)\sim(5)$

⑥ 職場内において性的指向や性自認に関する言動に より他人に不快な思いをさせたり、職場環境を悪化 させないこと

(懲戒の事由)

第〇条 次のいずれかに該当するときはけん責とする。 ただし情状により訓戒とすることがある。

職場内において性的指向や性自認に関する言動に より他人に不快な思いをさせたり、職場環境を悪化 させたとき

就業規則に委任規定を設けたうえで、詳細 図表6 を別規程に定める例

(性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止)

第〇条 性的指向・性自認に関するハラスメントについ ては、第○条(服務規律)および第○条(懲戒)のほ か、詳細は性的指向・性自認に対するハラスメントの 防止に関する規程により別に定める。

(2)加 服務 懲戒に関する表記の 谄

公表したモ

・デル

則 8

は、 1

図

生労働省

が

20 就業規

1

月に

就業規則 ラ、

0

なかにセク

ハ 11 13 年

ラ、 ・ます。

ように記載され

7

ます。 表 5 定を就業規 事案が発生 したうえ 処分も想定されます を適正 処 セ 13 就 懲戒規定にもその旨を定め 業規 ク 分 て条文を追 í ハ 0) 0 ラ 劕 項 できま で、 指針 首に 則 行うこと」 一した場合、 0) に定め 適 「行為者に対する措 では、 正 b 服 加します せ な措置 Š 務 ん。 いてお とされ が 事 企 Ğ 懲戒 あ か 実確認を 業として Ĭ には懲 ら なけ 根 か 拠規 7 ラ ń 図 13

う

な、 針の あら

玉

籍、

人

種、

性

别 あるよ 部

が規定例

図

四表 3)

ゆるハラスメント

0

分は

旨

条文を追

加します を禁止すると

ラス

メント Ğ

41 5

う

趣 Ź え パ

S

ラを含むあ

Ó 加

マ

夕

ハ

ラ

0

条文に

です。 す。 は、 防 言 め それを受ける形 か 21 います。 ラやパ 及 に根拠規定 別規程とし S ıĿ. 本稿では、 すでに別規程として した規 規 その 程 ワ 0) を作成 場 Ń 程 S O ラなどの 合には就 て定めることが **図** 例 で、 L を 表 6 Ğ 7 作 别 成 e V 飛業規則 ĬŁ. に規程を定 規定と同 ハ る L を置 規 セ ラ 場 7 ク 0 合 13 Z ラ ŧ に ク

事 て差別 現在 項に のな発言をすること セク 性 自認 ラ防 や性的 指 向 程 の禁

(3)別に け規程 を定め

Õ G I ハラについ ても、 河能 + 様

ポ 規程作成 イント の

です 定する際 S O (図表7) G Ι 0 ポ ハ ハイント 、ラに関 は次 する規程 0 とおり を策

定義

討 と考える行為 あ 省 S O G I してくださ りません。 などが公表 ハラに がを前! 各企業で防止 V して 0 提に、 いる定義 11 て、 厚 はま 生 労

ます。 暴力に加 に関する差別的 Ğ 程例では、 ラに含めて定義として え、 ア 性的 ウティン な発 言 指 向 身体 É 性 的 自 S な 認

0

(2) 禁止行為

為類型を定めます。 して発生することが 想定される行為類 場で性的 指 向 愛は 想定され 性 自 一認に 職 場 関 る ょ 連

懲戒 ラスメント行為が明 6 か に な

も可 か を追加することで対応すること 能です 行 為類 型 0) 必要と思 わ れ る

 \blacksquare

企業実務 2019. 11

てください な内容を、

兾

介なっ

てきます。

各職

場

で

適切

例

を参考に検

討

項

性的指向・性自認に関するハラスメントの防止規程例 図表7

性的指向・性自認に関するハラスメントの防止規程

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第○条および男女雇用機会均等法に基づき、職場における性的 指向・性自認に関するハラスメントを防止するために社員が順守するべき事項、並びに雇 用管理上の措置等を定める。

(定義)

第2条 性的指向・性自認に関するハラスメントとは、職場における他者の性的指向・性自 認に対して差別的な発言や身体的な暴力、断りなく第三者に性的指向・性自認を公表する ことにより、身体的精神的な苦痛をあたえ、職場環境を悪化させる行為をいう。

(禁止行為)

第3条 すべての社員は職場内で性的指向・性自認に関して以下の行為をしてはならない。

- ① 性的指向・性自認について差別的な発言をすること
- 性的指向・性自認について噂を流すこと
- 性的指向・性自認を理由とした身体的な暴力を行なうこと
- 誰かの性的指向・性自認を本人の意思に反して聞き出そうとすること (4)
- 誰かの性的指向・性自認について本人の許可なく第三者に公表すること
- その他性的指向・性自認に関して不利益を与える行為を行なうこと
- 上司は部下が性的指向・性自認に対するハラスメントを受けている事実を認めながら黙 認してはならない。

(徴戒)

第4条 前項における禁止行為を行なったことが調査によって明らかになった場合には、就 業規則第○条に定める懲戒の項目に従い懲戒処分とする。

(相談および苦情への対応)

- 第5条 性的指向・性自認に関する相談および苦情の受付は、各事業場に設置しているセク シュアルハラスメント相談窓口で受け付ける。その他相談の詳細についてはセクシュアル ハラスメント防止規程の定めるところによる。
- 2 性的指向・性自認に対するハラスメント行為の被害者に限らず、すべての社員が性的指 向・性自認に関する苦情・相談を申し出ることができる。
- 相談窓口の担当者は、相談者からの事実確認の後、本人の意思を確認したうえで必要に 応じて行為者・第三者への事実確認を行なう。
- 前項の事実確認を求められた社員は正当な理由なく拒むことはできない。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 性的指向・性自認に関するハラスメント行為の相談および苦情の申し立てをした場 合に、関係者のプライバシーは守られると同時に、相談・苦情の申し立てをしたことまた は事実関係の確認に協力したこと等を理由とする不利益取扱いは行なわない。

したが \Box 0 ますの を設 対 相 L 応には Ğ B 談窓口 it b で T ても問題あ ちろ [を利 専 S 社 菛 内の 的 0 ん別途、 用する設定に な知 GIに関する相 りませ 相 識 専門の 窓口 が求 $\bar{\lambda}_{\circ}$ めら しま 扣 窓

(4)

し立ての

窓口

Iを定め

本稿では、

すでにあるセク

ハ

ラ

S

OGIハラの 相談および苦情へ

相談

0

申

への対応 ・苦情

ことを明

記します

た場

合には懲戒処分があり

得

る

(5)機 不利益取 扱いの禁止

したことを理由とする不利益 談 したこと、 事 実関係 苦情 0 0 確 申 電認に協 し立

7

を Ŕ 会を提供する必要が 者には最 低 限 0 え基礎 知識 ぁ ります。 を学ぶ

当

され 13 ています は、 セ ク 'n ラ指針により

禁止

安心して相談 不利 必ず明記しておきましょう。 益 取 扱 してもらうた e V を 禁 ıĿ. 止する旨 め

取

0)

そ

lgbt/)を参照してください $\sim \ \|(\text{http://wsr.tk-sr.jp/indexlist})\|$ ては ŀ 導 福利厚生対応 0 ほ 入 「人事の にある か 0) .. の た 労務管理や め ため L G B T 0) の規定例等に 実 0) 務)働き方改革 ポ 恴 ż 性 0) 手引 ント 婚

き~ サイ

S O

GIハラをはじめとする

題です ですが当事者だけではなく、 全体で防止しなければならな 0 21 ラスメントは、 当然の 職 こと 1/3 間 場

ないことであるため、 、ては、 見えない や苦しい気持ちを打ち明けにく L しかし、 可 視化され 積 性的 極的に公にする必要が ずづら 指 向 41 や性自認に その ,傾向 が 被 害状 あ

とりとして不利益を被る人が できる」 ではなく、 して、 b 、ます。 組織を、 が生き生 から 実 会社として 現 対応しなくてもよ L 一きと能 この 7 13 ただきた 親則 力を発 つく いな 誰 S

一誰

を通

と思